

尾張旭市監査公表第5号

平成27年12月28日付け尾張旭市監査公表第21号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年1月29日

尾張旭市監査委員 牧野一吉

企画部人事課

監査の指摘事項	措置状況
1 委託契約事務について、予定価格を設定する際に設計額を合理的理由もなく減額する事例が認められた。予定価格を決定するにあたり、設計額から減額する場合には合理的理由が必要である。 2 「胸部X線検査（結核検診）業務」の施行伺いにおいて、起案者による訂正が行われている。文書事務の原則に則った適正な事務処理を行う必要がある。	1 指摘事項については、以後の事務において全て改めます。 2 指摘事項については、適正な事務処理を行います。